

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和六年八月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
身体障害者支援施設	広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センター	東広島市西条町田口295番地3	名称	広島県立総合リハビリテーションセンター医療センター
身体障害者支援施設	広島県立障害者リハビリテーションセンター障害者支援施設あけぼの	東広島市西条町田口295番地3	名称	広島県立総合リハビリテーションセンター障害者支援施設あけぼの